

## 知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

### 年金を安心して受け取るために4

前回、「老齢年金は65歳から受給できますよ。」とお話しました。でも65歳前にもらっている人がいる。なんでだろう？

65歳前に受給できる年金に「特別支給の老齢厚生年金」があります。65歳からの「老齢年金」を受給する資格がある人で、厚生年金に1年以上加入したことがある人はこの「特別支給の老齢厚生年金」を受給することができます。

65歳から受給する「老齢厚生年金」は1ヶ月でも加入期間があれば受け取ることができるので、「特別支給の老齢厚生年金」のほうが受給条件が少し厳しいですね。

#### ポイント

- ・ 受給資格を満たせば、「老齢年金」は65歳から受け取ることができる。
- ・ 受給資格のある人で1年以上厚生年金に加入したことがある人は65歳前に「特別支給の厚生年金を受け取ることができる

では、年金の受給開始年齢が引き上げられていると言うニュースを聞いたことはありませんか？この年齢引き上げが行われているのが「特別支給の老齢厚生年金」です。現在は60歳からもらえるのですが、残念ながらこの制度はなくなってしまうのです。

**男性は昭和36年4月2日以降に生まれた人**

**女性は昭和41年4月2日以降に生まれた人**

これ以降に生まれた人たちは65歳前には老齢年金は受給できません。女性は男性より5年遅れて引き上げが行われています。

私も残念ながら特別支給の老齢厚生年金は受給できないのです。65歳まで現役で収入を得る必要があるというわけです。ちょっとプレッシャーを感じます。。

#### 受給の準備

受給するためにはまずどうするか？まず、請求年齢3ヶ月前に社会保険庁から「裁定請求書」が送られてきます。現在は緑色の封筒で親展扱いとして届きますので気にしていただきね。請求年齢は人によって違うとお話しました。

- ・ 昭和22年4月生まれ Aさん 男性  
30歳から60歳まで会社員として厚生年金に加入
- ・ 昭和22年4月生まれ Bさん 男性  
19歳の時、3ヶ月だけ会社に勤務しましたがその後独立。個人商店主として60歳まで国民年金に加入

Aさんには**60歳のお誕生日3ヶ月前**に「裁定請求書」が届きます。平成19年1月頃届くということです。

B さんには**65歳のお誕生日3ヶ月前**に送られています。特別支給の老齢厚生年金を受給しない B さんには5年遅れて「裁定請求書」が送られてくるのです。同じお誕生月でも送られてくる時期はちがいます。

では B さんには60歳前には何も送られてこないのか？大丈夫、B さんにも60歳前にきちんとお知らせのハガキが届きます。「65歳3ヶ月前に裁定請求書がおくられてきますよ。」というお知らせです。このハガキが届けば安心ですね。

年金は請求しないともらえないものなので、60歳3ヶ月前は郵便物に要注意です。

今回も読んでくださってありがとうございました。次回もよろしく申し上げます。